

令和2年度長期所在不明組合員のみなし自由脱退についての公告

令和3年3月18日
埼玉医療生活協同組合
理事長 福島安義

定款第10条第2項、第3項、第4項ならびに長期所在不明組合員の整理に関する規約に基づき、以下のとおり長期所在不明組合員のみなし自由脱退に関する公告を行います。

1. 整理対象組合員

令和2年12月31日を基準日として、過去2年以上、組合広報紙「ふれあい」の郵送返却等により所在を確認できなかった長期所在不明組合員です。

令和3年3月31日をもって脱退処理を行います。

2. 整理対象組合員の確認方法

下記のとおり、整理対象組合員の名簿を閲覧することができます。

整理対象組合員であった場合、令和3年3月31日までに住所変更等手続を行った方は、整理対象組合員から除外します。

閲覧期間 令和3年3月18日～3月31日

閲覧場所 埼玉医療生活協同組合 事務局（羽生総合病院 1階）
皆野病院1階 地域医療事業課

閲覧資格 組合員本人または組合員と同一世帯に属する者

閲覧方法 閲覧請求申込書に記入の上、閲覧資格を証明するもの（身分証等）の提示

※閲覧にあたり、整理対象組合員名簿の転記及びコピーは出来ません。

3. みなし自由脱退処理について

令和3年3月31日までに住所変更等手続のなかった「整理対象組合員」は、当組合の定款第10条第2項による理事会の承認を得て、みなし自由脱退処理を行います。

その手続きの結果については、通常総代会に報告します。

「みなし自由脱退者」の出資金は、自由脱退したとみなされた事業年度末以降、2年間は預かり金として管理を行い、その間に当該組合員本人からの申し出があれば、返金に応じます。

お問い合わせ・名簿閲覧場所	
埼玉医療生活協同組合 事務局 羽生市大字下岩瀬 446 番地 羽生総合病院 1 階 TEL 048-562-3021 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～12：30	皆野病院 地域医療事業課 皆野町皆野 2031-1 皆野病院 1 階 TEL 0494-62-6300 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

「整理対象組合員」以外の方も、登録内容の変更等がございましたらお届け下さい。